

多数の人が集まる場所での火気器具使用ルールが変わりました

平成 25 年 8 月に京都府の福知山花火大会で発生した火災において、多数の死傷者を伴う甚大な被害が生じたことを踏まえ、平成 26 年 8 月 1 日に消防法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、久米島町火災予防条例の一部を改正しました。

改正内容について

対象は、個人的なバーベキューなどは含まず、不特定多数の者が集合する催しで火を使用する器具等を使う場合です。その際、消火器の準備、「露店等の開設届出書」の提出が必要となります。

(1) 消火器の準備

不特定多数の者が集合する催しに際して※火を使用する器具等（液体、固体、気体燃料を使用するコンロ、フライヤー、発電機、電気を熱源とするホットプレート等）を使用する場合は、消火器の準備をしたうえで行うこと。

(※1) 対象火気器具等に該当する器具とは、次の例のような器具が該当します。



消火器の大きさ

- ・大きさは問いません

消火器の種類

- ・業務用消火器と記載のあるもの ※家庭用の消火器は認められません。

注意事項

- ・建物などにある消火器は、持ち出さないで下さい。
- ・サビや破損、変形等がある場合には、配置できません。取替が必要です。
- ・使用期限切れ又は製造から10年を経過したものは、取替が必要です。

根拠条文：久米島町火災予防条例第 18 条第 1 項第 9 号の 2

(2) 露店等の開設の届出

多数の者が集合する催しに際して、火を使用する器具等を用い露店や屋台等を開設する場合は、消防本部まで届け出て下さい。

届出を行う者については、露店を開設する者とします。ただし、ひとつの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主が個別に行うのではなく、当該催しの主催者又は露店等の開設を統括する者等が取りまとめて届け出を行うこととします。

根拠条文：久米島町火災予防条例第 45 条第 1 項第 6 号

届出様式等について

消防本部 予防班までお問合せ下さい。

お問合せ先

久米島町消防本部 予防班
KUMEJIMA FIRE DEPT.

TEL : 098-985-3281
FAX : 098-985-3942

